

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月2日

横浜市契約事務受任者  
港湾局長 新保 康裕

1 契約の概要

横浜清港会現場事務所空調機修繕

2 履行場所

中区本牧ふ頭5-7

3 契約日

令和6年2月20日

4 履行日又は履行期間

令和6年2月20日 から 令和6年3月29日まで

5 契約金額

2,828,100円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市南区井土ヶ谷下町2番地7  
株式会社 神奈川産業 代表取締役 伊藤 環

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

空調機を利用できないことにより、海上清掃作業員の労働環境が著しく悪化し体調不良者が出ており、冬場の横浜港の清掃業務に支障が生じる状況のため、緊急対応を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当該施設の空調設備の定期点検を受託している業者であり、また当該施設の別の空調機の修繕実績があり、本現場に精通し迅速に対応できるため。

9 所管課

港湾局建設保全部維持保全課